

法律の成立・改正に伴う資金管理業務規程の変更

1. 株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う変更

(1) 変更の趣旨

平成20年10月1日をもって株式会社商工組合中央金庫法が施行されるため、当該法律に関連する事項を規定している資金管理業務規程第14条の別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」の規定を変更する。(新旧対照表は別紙のとおり)

(2) 変更の内容

現行の資金管理業務規程第14条の別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」では運用対象資産の範囲を規定しており、「④特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)」とあるため、「④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)」に変更する。

2. 道路運送車両法の改正に伴う変更

(1) 変更の趣旨

平成20年11月4日をもって道路運送車両法が改正施行されるため、当該法律に関連する事項を規定している資金管理業務規程第22条第2項第3号の規定を変更する。(新旧対照表は別紙のとおり)

(2) 変更の内容

現行の資金管理業務規程第22条では、中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取り戻しの手続きについて規定しており、第2項に申請書に添付する必要がある書類を列挙している。その第3号では道路運送車両法の条文項番を引用しているが、条文の項番が繰り上がるため、該当部分を第16条第6項から第16条第5項に変更する。

以上